

第 3 4 回 柏市農業委員会総会議事録

1 令和 6 年 5 月 1 0 日 (金) 柏市農業委員会総会を柏市農業委員会会長 染谷 茂が招集した。

2 場所 市役所 本庁舎 5 階 第 5 , 6 委員会室 午後 2 時

3 出席した委員は次のとおりである。

< 農業委員 >

1 番 金 子 幸 司	2 番 酒 卷 寿 雄
3 番 遠 藤 秀 生	4 番 大 宮 茂 男
5 番 成 嶋 君 美	6 番 飯 野 文 夫
7 番 坂 卷 洋 行	8 番 石 井 マサ子
1 0 番 寺 島 和 彦	1 1 番 村 越 等
1 2 番 橋 本 英 介	1 3 番 谷 田 貝 和 代
1 4 番 平 川 徹	1 5 番 染 谷 茂
1 6 番 山 崎 明 久	

1 6 名 中 1 5 名 出 席

< 農地利用最適化推進委員 >

1 7 番 友 野 博 之	1 8 番 小 川 克 己
1 9 番 栗 原 豊	2 0 番 染 谷 織 恵
2 1 番 大 塚 信 幸	2 2 番 豊 田 佐 智 子
2 3 番 木 村 寿	2 4 番 関 根 勝 敏
2 5 番 濱 嶋 静	2 6 番 富 澤 英 三
2 7 番 林 敏 夫	2 9 番 石 井 一 美
3 0 番 砂 川 晴 彦	

1 5 名 中 1 3 名 出 席

4 欠席した委員は次のとおりである。

9 番 岡 田 英 夫	2 8 番 飯 田 利 明
3 1 番 坂 卷 儀 治	

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

局 長 石 原 祐 一 郎
統括リーダー 兼 岡 洋 和
副主幹 菊 池 章 浩
主 事 茨 木 健 亮

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について
- 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第 3 号 公売買受適格証明書の交付について
- 議案第 4 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について（その 1 ～その 2）

7 報告事項

- （１）農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- （２）農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- （３）生産緑地地区の買い取りの申出による農業従事者への斡旋について

（午後 2 時 0 0 分開議）

議長 ただいまより第 3 4 回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員 1 6 名中 1 5 名、推進委員 1 5 名中 1 3 名の出席でございます。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

議長 それでは、日程 1 議事録署名委員を選任したいと思いますが、

選任方法はいかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

議長 「議長一任」ということですが，ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 それでは，指名をいたします。

大宮茂男委員，成嶋君美委員，よろしくお願いいたします。

議長 次に，日程２ 一般報告事項につきましては，お手元の配付資料のとおりでございますので，ご了承願います。

議長 今月の担当は，第２調査会であります。

なお，本日，岡田委員長が欠席されておりますので，調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について，栗原副委員長よろしくお願いいたします。

栗原副委員長 農地第２調査会は，去る４月２５日，２６日，令和６年度，第２回農地調査会を実施しました。

今回の調査事案である農地法第３条３件，第５条１４件，公売買受適格証明１件，主たる従事者証明２件について，現地調査並びに面接調査を行いました。

次に，令和６年１月に開催された第３０回総会の議案第１号の７件について，巡回パトロールの結果報告を受けました。

特に問題のある案件はありませんでした。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

それでは，日程３ 議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請に対する許可につ

いて」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

議案第1号の1番につきましては、●●委員が農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当しますので、除斥を求めます。

(●●委員が退席)

議長 1番について調査結果の報告を、栗原副委員長お願いいたします。

栗原副委員長 1番について、ご報告します。

調査会資料は、3ページからになります。

本件は、●●に所在の農業経営の法人が、自己で耕作する農地の拡大のため、また譲渡人は、破産申立てによる不動産換価処分のため、所有権の移転を伴う許可申請です。

申請地は、鷲野谷の田●●筆、●●㎡で、●●を作付する計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第2調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、1番を承認いたします。

議案第1号1番を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●●委員の除斥を解除いたします。

(●●委員が着席)

議長 次の審議に入ります。

2番について、調査結果の報告を栗原副委員長お願いいたします。

栗原副委員長 2番について、ご報告します。

調査会資料は、7ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が、自己で耕作する農地の拡大のため、また譲渡人は、破産申立てによる不動産換価処分のため、所有権の移転を伴う許可申請です。

申請地は、手賀の田●●筆、●●㎡で、●●を作付する計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第2調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2 番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声があったので、2 番を承認いたします。

次の審議に入ります。

3 番について、調査結果の報告を栗原副委員長お願いいたします。

栗原副委員長 3 番について、ご報告します。

調査会資料は、11 ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が、自己で耕作する農地の拡大のため、また譲渡人は、破産申立てによる不動産換価処分のため、所有権の移転を伴う許可申請です。

申請地は、泉村新田の田●●筆、●●㎡で、●●等を作付する計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第2調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労様でした。

調査結果の報告がございました。

3 番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声があったので、3 番を承認いたします。

議案第1号2番から3番を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を栗原副委員長お願いいたします。

栗原副委員長 1番について、ご報告します。

調査会資料は、15ページからになります。

本件は、賃貸借に伴う調剤薬局への転用許可申請です。

申請地は、花野井の畑●●筆、合計●●㎡です。

該当地は農用地及び第1種農地等に該当せず、住宅、事業用施設、公共・公益的施設が連たんしている区域に接近する区域であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は●●で●●の経営を行う市内の法人で、現在、●●の門前には調剤薬局がありませんが、申請地は病院に隣接しており、調剤薬局を設置することで患者の利便性につながるため、申請に至ったものです。

計画内容は、木造平屋建てで、床面積●●㎡の建物を建築します。建物以外の区域には整地を行い、アスファルト舗装工事を行います。隣接地の境には重量ブロック、土留め鋼板を設置し、駐車場6台を設置します。

被害防除対策として、雨水は雨水浸透施設を設置し、工事中は外周に養生シート等を設置します。施工後はブロック及びフェンス等を設置します。

安全対策として、工事中は誘導員を配置し、歩行者等の安全に努めます。また、トラブル等は事業者が対応します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労様でした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声がございましたので、1番を承認いたします。

2番から7番につきましては一体の事業ですので、一括して調査結果の報告を栗原副委員長お願いいたします。

栗原副委員長 2番から7番について、ご報告します。

調査会資料は、21ページからになります。

本件は、使用貸借に伴う農地造成の許可申請です。

申請地は、泉の田●●筆、合計●●㎡です。

該当地は農用地区域となりますが、一時的な利用に供するために行う事業による不許可の例外と判断いたしました。

譲受人は●●で●●を営む法人、譲渡人は●●に住む●●名、該当地は水はけが悪いため盛土をし、よりよい耕作を行うため、申請に至ったものです。

計画内容は、現状の地盤よりかさ上げし、平均盛土高は2.7mとなります。雨水は築堤を設け、自然浸透します。盛土をして、30度未満の法面を施工します。

被害防除対策として、埋立地については、降雨の時に備え小堰堤を造ります。運搬路には鉄板を敷き、入口にはトラロープ等を設置します。

安全対策として、工事中は誘導員を配置し、歩行者等の安全に努めます。また、トラブル等は事業者が対応します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労様でした。

調査結果の報告がございました。

2番から7番について何か質問はございませんか。

どうぞ。

成嶋委員 成嶋です。

この土はどこから持ってくるのでしょうか。

栗原副委員長 この土は、印西市のほうから余った土を持ってくるそうです。

成嶋委員 何tダンプで、1日にどのくらい運ぶのでしょうか。

栗原副委員長 搬送する車両においては10tダンプだそうです。

ここはちょっと道路が狭いんですけれども、鋼板を敷き、搬送するわけなんですけれども、1日何台というあれまではちょっと聞いていなかったです。

成嶋委員 よく10tダンプで10t積まないで、道が壊れるから6

t, 7 t ぐらいで抑えるとか, そういうことはしないんですか。鉄板を敷くから 10 t 積んじゃうという。

栗原副委員長 はい。恐らくそうだと思います。

議長 どうぞ。

橋本委員 橋本です。どこから搬入するんですか。

栗原副委員長 搬入路ですか。搬入路におきましては, 24 ページの位置図のほうで, この現状の黒い農地, 申請地がありますよね。その左側というか, 下の道から入ってくると思います。

橋本委員 手賀の丘公園の上から入れるのか, 沼手のほうから入ってくるのか。

栗原副委員長 沼手だと思いますね。

橋本委員 あそこ, ダンプ入るんですか。

栗原副委員長 はい。

橋本委員 分かりました。

議長 そのほかございませんか。

飯野委員 飯野です。

この計画の 25 ページを見ると, 間が空いたところに何か農地があるみたいですがけれども, ここはそのままなんですか。

栗原副委員長 はい。既にこの空いたところにおきましては, 今受けている耕作者がいるそうです。水稻としてやっているみたいです。

飯野委員 水はけ悪いというけれども、それでは、ここは耕作しているんですね。

栗原副委員長 ええ。

飯野委員 分かりました。

議長 じゃ、どうぞ。

山崎委員 山崎です。

ここは田んぼなので用水があると思うんですよ。この埋立てしたときに用水とか壊さないかなと、そういうのがちょっと心配なんですけれども。あと盛土して、ちょっと高くなると思うので、用水にこの土の入るのを防ぐとか、そういう対策はどのように行う予定なんですか。

栗原副委員長 25ページの地図、平面図ですか、そちらを見て、この一部、千葉県の配水管というか、ここは何か除くらしいんです。それ以外のところで、あとは法面で、ほかに与えないようにやると思います。

議長 そのほか。どうぞ。

橋本委員 土地改良区の問題もあると思うんですけれども、この間、土地改良区とも話をしたんですが、本管がこういうところの谷津のほうから入っているんですけれども、土地改良区との調整はどうなっているんですか。耕作地というか、田んぼをつくれないような状況のところなので、埋めてもらうのはすごく、すごくいいと思うんですが、土地改良区は今後、その本管をどうするんですかね。

多分ここ、聞いたところによると、沼手のほうから水を流しているんじゃないくて、上手のほうに吸い上げた水を谷津田の奥に本管を通して、そこから沼手のほうに流しているらしいですよ。なので、こうやって埋めてしまったときに、本管が多分その盛土した下に行く

んだけれども、土地改良区はこれはどうするんですかね、ここを埋めてしまったときに。それで、本管が破裂したときとかはどう処理していくんですかね。

議長 どうぞ。

事務局 事務局から回答させていただきます。

意見書、手賀沼土地改良区から出ていて、農業用用水管については埋められているとなっているんですけれども、これを塩ビ管に替えて埋め直してくださいというところで、今、改良区からは指示が出ていて、水路とかは、土砂が流出しないようにしてくださいというのも改良区から意見出ていますので、今回の工事については、それに基づいて工事されるというところになっています。

橋本委員 多分、本管とかの図面が土地改良区にないと思うんですけれども、その辺、土地改良区は理解されているんですか。どこに本管が入っているかというのが、何かないらしいようなことを聞いたんですけれども。

事務局 それはちょっと改良区に聞いてみないとですけれども、一応改良区からは、今こういう指示が出ているというところですよ。

橋本委員 10 t ダンプとかも入るじゃないですか。いつ破裂してもおかしくないもので、それは上手、谷津田のほうが上手なんです。沼手のほうの下手のほうで、上手を使わないから切断するということができないので、上手から下手へ流れているから。

だから、こういうのは今後増えてくるんですけれども、土地改良区さんはどう考えているのかと、本管の扱いはどうなのかなと。埋めるのはいいんですけれども、埋めるに当たって、本管が壊れたとき、どう土地改良区さんは対応するのかなと。

栗原副委員長 事務局のほうで確認はしていただけますでしょうか。

事務局 はい。

議長 じゃ、そういう形で、事務局のほうで確認という形でよろしいでしょうか。

橋本委員 はい。

議長 そのほかございませんか。
どうぞ。

金子委員 金子です。

直接これは関係するかどうか分からないんですけども、よく最近、栗を植えるという話があるんですけども、うちのほうでも栗を植えて、そういうところが結構最近目立つようになってきたので、本当にきれいな畑になるのかなと。耕作放棄地になってしまうほど荒れているところもある。まだ2年もたたないのに、そういうことが。

だから、農地パトロールして見ていって、栗は植わっています。でも、植えただけ。許可をもらうために植えただけ。その後の管理しないと、これから農業委員会がやろうとしていることの妨げになるんじゃないのかなと、そういうところの確約とか、そういうところのものってこれから必要なんじゃないかなと思う。

議長 そのほかございませんか。
事務局。

事務局 先ほどの橋本委員からのご指摘ですけれども、ごめんなさい、改良区の意見にもう一つありました。申請地に接していたりするところ、道路、井溝だったり、埋設されているものに関しては、破損したら転用関係者で復旧工事をしてくださいと。工事完了後に関しては、機能確保できない場合は、申請者の負担で機能確保できるように工事してくださいという指示が出ていますので、万が一、そういう破裂だったりとか、管に触っちゃったとか、そういうことがあった場合に関しては、工事する、今回だと譲受人のほうで別途再生工事といいます

か、元に戻るように工事するようという指示は出ていますので、そのように行われると思います。

橋本委員 それは指示が、図面もない上で工事業者ができるのかという話ですよ。だから、土地改良区の責任があまりにもなさ過ぎて、造成するに当たっても、本管がどこに通っているのかとが分からない状態で、破裂した場合だけそちらの責任でというのは無責任、土地改良区があまりにも無責任だと思うんですけれども、その辺はどうなんですか。

事務局 それは、土地改良区が無責任かどうかをこちらに問われても困るので、それは土地改良区に確認する必要があるかと思いますがけれども、一応管については、管だったり道路だったり、破損させてしまったところについては、工事責任者のほうできちんと工事をし直すようという指示が出ていますので、そのように行われると思います。

橋本委員 その指示が、農業委員としては通してしまうんですか。手賀沼土地改良区にその責任はないんですか。それで、今回の場合も手賀沼土地改良区の一方的な指示なわけじゃないですか。

事務局 ただ、これはあくまでも意見なので……

橋本委員 やらなくてもオーケーなんですか。

事務局 やらなくてもオーケーとはこちらから言えませんが、手賀沼土地改良区から出ている意見書をこちらが受け取って、じゃ、そのように業者と手賀沼土地改良区と協議をした上での意見になると思いますので。

橋本委員 多分これからこういう案件が増えてきて、手賀沼土地改良区の対応というのがすごく重要になってくると思うんですけれども、その辺行政として、農業委員会として、トラブルがこれから多分あると思うので、本管、多分老朽化して破裂、入替えとか確実に増えてく

るので、その辺の対応はどういうふうにして、行政としていくのかなという疑問は残りますね。

事務局 それは、今後こちらと改良区との調整だと思いますので、今回の事案については、破裂したら工事会社がやるという話で来ていますので。今後については、もちろん改良区と調整は必要なのかなと思いますが。

村越委員 橋本委員言うように、どこにあるか分からないのに……

橋本委員 分からないのに、工事業者に責任を全部押しつけるのは、土地改良区はあまりにも無責任だと思うんですが。それを農業委員として認めるというのは、これを通すということは認めるということになるので。

議長 これは谷津田も入れたら相当な面積になるんじゃないですか。総延長といたら大変なものじゃないですか。

橋本委員 はい。

議長 それは、管は引いてあるけれども、全てどこにあるかは管理できていないということなんですね。

橋本委員 そうです。そういう負の遺産というか、その責任を今後の農業者が全部負担していかなきゃいけないわけじゃないですか。それはやっぱり先人の責任というのは重いと思いますので、それをどこまで、全て農業者負担でやるのか、行政がやるのか、今後こういう問題は大きいので、農業委員としてもこういう話を通すときに、その辺を土地改良区にもちゃんと問い詰めていかないと、後々大変なことになるんじゃないかなと思います。

議長 じゃ、土地改良区の件はいいですね。今後いろいろしていくと。そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、２番から７番を承認いたします。

議長 次の審議に入ります。

８番から１１番につきましては一体の事業ですので、一括して調査結果の報告を栗原副委員長お願いいたします。

栗原副委員長 ８番から１１番について、ご報告します。

調査会資料は、２７ページからになります。

本件は、所有権移転に伴う農地転用許可申請です。

申請地は、藤ヶ谷新田の畑●●筆、合計●●㎡です。

該当地は農用地及び第１種農地等に該当せず、１０ｈａ未満の区域内の農地であることから、第２種農地と判断しました。

譲受人は●●で●●を営む法人で、●●で事業を行っていましたが、借地のため立退き移転する必要が生じ、車の保管場所が新たに必要となり、譲渡人から農地を購入し、転用を行うため、申請に至ったものです。

計画内容は、車両置場●●台を整備する計画で、樹木を伐採、抜根し整地を行います。厚み１５ｃｍの砂利を敷き、転圧により地盤を固めます。周辺は盗難防止の観点から高さ２ｍの鋼板で囲み、出入口には門扉を設置し施錠します。

被害防除対策として、整備中はガードマンを配置し、事故の起きないように配慮します。また、周辺農地へは、鋼板による塀の設置により影響が及ばないように配慮します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第２調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責

任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労様でした。

調査結果の報告がございました。

8 番から 11 番について何か質問はございませんか。

どうぞ。

小川委員 小川です。

32 ページの見取図を見る限りの質問なんですけれども、車両の積み下ろし、配送車等で運んでこられると思うんですが、積み下ろしをする場所はこの敷地内でやられるのか、もしくは前面の道路でやるのか、どのように考えているのかということをお聞きしたいです。

栗原副委員長 この車の搬入におきましては、キャリアカーをこの敷地内でやるということで、道路では行いませんということで言っていました。

小川委員 基本的に、一応車はこれだけ台数置けますとなっていますが、今までもあった例にもありますけれども、要するに常に満タンにはならないから、中に余裕があるという考え方でよろしいですか。

栗原副委員長 そうですね。

小川委員 分かりました。ありがとうございます。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声がございましたので、8 番から 11 番を承認いたします。

議長 次の審議に入ります。

12番について調査結果の報告を、栗原副委員長お願いいたします。

栗原副委員長 12番について、ご報告します。

調査会資料は、33ページからになります。

本件は、使用貸借に伴う農地造成の許可申請です。

申請地は、藤ヶ谷の田●●筆、合計●●㎡です。

該当地は農用地及び第1種農地等に該当せず、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は●●で●●を営む法人で、当該地は道路より1.5mほど低く出入りがしづらいたため、道路の高さまで盛土を行い、畑地として整備して効率的な耕作を行うため、今回の申請に至ったものです。改良後は、●●、●●、●●、●●等を栽培する予定です。

計画内容は、単純埋立て方式で、全体の高さ1.4mから2m、隣接地との高低差は緩やかな法面で処理し、十分な転圧を行います。

被害防除対策として、雨水は自然浸透、隣接農地、南側水路へ配慮し、埋立て区域は隣接境界線より1mから1.5メートル離れて施工します。法面下部は現状地盤のまま南側水路への自然水勾配とします。

工事期間中は仮設搬入路部分に敷鉄板を行い、工事完了後は速やかに撤去します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労様でした。

調査結果の報告がございました。

12番について何か質問はございませんか。

どうぞ。

小川委員 3点ほど、1つは34ページの工期のところなんですけれども、ちょっとこれは誤記か、それか説明不足というか、許可後即日って、着工は許可後即日なんでしょうけれども、そこから何か月とか、そういうあれが記載がないのでどのくらいかということと、この申請地に面している道路が非常に狭い道路で、普通車1台ぐらいしか通れない部分があったりして狭いところなんですけれども、その申請地に入るための出入口が一番奥から入るようになっているのはなぜなのかというのと、土砂等の搬入に使用する車両の大きさ、10tなのか、4tなのか、8tなのかというのと、その土砂の出所を教えてくださいなんですけれども。

栗原副委員長 運搬車両におきましては、2t車ということで……

小川委員 2t車。

栗原副委員長 はい。聴取をしております。

あと……

小川委員 この出入口、奥のほうに設置……

栗原副委員長 失礼しました。中型車だ、中型で搬入。

小川委員 中型って。

栗原副委員長 4tですね。

進入路ですか。

小川委員 進入路といいますか、入口が、この道すごく狭いんですけれども、手前のほうから入るようにしたほうがいいような気がするんですけれども、一番奥側から出入りするという、その何か特別な理由があるのかなということ。

酒巻委員 この場所は左側なんですけれども、右側に何軒か家があって、手前からだと、手前に入口を造ると、その住宅の真ん前になっちゃうので、一番奥だと右側に住宅がないので、その住宅に迷惑がかからないように一番奥に出入口を造るということです。

小川委員 対向車が来た場合の対策はどうされるのかなというのが気になっていたんですけれども、要するに。先ほどおっしゃった●●のところから来て、下って左折してからのところが、本当に普通車1台ぎりぎりみたいなところなので、当然10トン車とかは入れないだろうとは思っていたんですけれども、まれに対向車が来たときに、どっちがバックするんだよという話になると思うんですけれども、そういう迷惑も考えると、手前に設けたほうがいいのかというのは思ったので、ちょっとお聞きしたかった。

酒巻委員 業者の方は、反対側の住宅に迷惑がかからないから……

小川委員 それも思いました、はい。じゃ、そういうことで奥に設置したということ。

酒巻委員 そうです。

小川委員 事務局に聞きたいのですが、この工期どのくらいという。

事務局 事務局から回答します。

工期に関しては10か月を想定しております。

小川委員 ありがとうございます。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、12番を承認いたします。

議長 次の審議に入ります。

13番から14番につきましては一体の事業ですので一括して調査結果の報告を栗原副委員長お願いいたします。

栗原副委員長 13番及び14番について、ご報告します。

調査会資料は、38ページからになります。

本件は、所有権移転に伴う農地転用の許可申請です。

申請地は、高柳の畑●●筆、合計●●㎡です。

該当地は農用地及び第1種農地等に該当せず、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は●●で●●を営む法人で、事業拡大に伴い、山林●●㎡を購入し、資材置場として利用する予定ですが、当該地は囲い地であり、進入路が必要不可欠であるため申請地を同時取得し、進入路として整備するため、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、2筆とも厚さ10cmの砂利敷きとし、転圧します。一部、生垣、樹木がありますが、撤去を行い、資材置場と接続します。

被害防除対策として、雨水は自然浸透、工事中は仮囲いを施し、外部からの出入りがないようにします。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労様でした。

調査結果の報告がございました。

13番から14番について何か質問はございませんか。

どうぞ。

成嶋委員 成嶋です。

今まで進入路がなかったためとありますよね。今までどうしていたんですか。

栗原副委員長 これは今はただの山林で，ここを買う予定で同時購入です。

成嶋委員 これからなんだ。

栗原副委員長 はい，これからです。

成嶋委員 失礼しました。

議長 そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 なしという声があったので，１３番から１４番を承認いたします。

議長 議案第２号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

（挙手）

議長 挙手多数であります。

よって，本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第３号「公売買受適格証明書の交付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の名で事務局が総括説明)

議長 ご苦労様でした。

それでは、審議に入ります。

調査結果の報告を栗原副委員長お願いいたします。

栗原副委員長 1 番についてご報告いたします。

調査会資料は、43 ページからになります。

本件は、●●市の農業経営の法人が、農地取得目的で東京国税局が行う公売に参加するため、公売買受適格証明願を申請したものです。

買受けしようとする農地は、増尾の田●●筆、合計●●㎡です。

農業経営実施計画書では、●●と●●を耕作する予定となっています。

以上のとおり現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第2 調査会としては承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労様でした。

調査結果の報告がございました。

何か質問はございませんか。

どうぞ。

山崎委員 経営実施計画書のほうなんですけれども、2025 年に●●と●●をそれぞれ●●㎡やるということなんですけれども、これはできるのかな。同じ年に、これは全部の面積ですよ、●●というのは。●●、今植えて、●●も今からの時期ですよ。両方一緒にはできないと思うんですけれども。

議長 これは目標が2025 年。

山崎委員 そう。だから25 年に、目標といたって計画自体が両方同じ年に両方、その全部のところでできないのに、どうして計画を立てているのかなという話です。半分ずつにするなら話は分かりますよ。

議長 ●●のうち半分は●●，半分は●●という。

山崎委員 そう。だから，本当に知っているのかなと思って。

金子委員 この計画書を見ると，今●●をやって，8月にとって，8月に●●を植えて冬にとるという，そういう計画しとるんだよね，この計画というのは，栽培計画というのは。でも，それも今言ったみたいに，できるのかなという。

山崎委員 これは売買は田ですよ。この野菜を作るのに，田に作って物になるのかなと。

栗原副委員長 現状は，今もう盛土して，畑になっちゃっています。

山崎委員 分かりました。

議長 はい。

金子委員 何で●●から来て農業をしたいのかという，そこが一番問題のところじゃないかなと。

議長 その辺は何かある。

栗原副委員長 一応，面接のときには，基本的には●●から約●●k mあるらしいんです，この柏までですね，畑まで。それで，朝5時に出てという話で。それで3時間は大体予定していますので，5時に出れば大体8時，遅くても9時には着いて……。

飯野委員 ここに●●市の農業委員会の証明書があるから，実績はあるんだよね。だけれども，なぜこっちのほうまで手を出すのかというのは誰でも考えるよな。だって，1反3畝で，1k m，2k m離れたところだって通作するの大変なのに，こっちの条件がよほどいいんだ

ったらだけれども。

金子委員 俺が●●へ行って百姓したいというなら分かるような気がするんだよね。向こうのほうで涼しいし、今のこの気候を考えたら。でも、こっちのほうで暑いし、ましてやここは山林に囲まれたところで●●作って、あと人間が食う前に何かに食われてしまうんじゃないかなと。

議長 だから調査会でも、本当に来るんですかと言ったら、来ますと言うから。そういうふうに言われちゃね。

金子委員 でも、これは言ったことが本当にできなかったらどうなんだろうね。最近それを思うんだけれども。やりますと言えばそれで済む。計画どおり、これは目標ですと言えばそれで済むって、そういうふうになって本当にいいのかなと。

議長 あと何か事務局のほうで、今の件ありますか。いいですか。

事務局 今、調査会の面接の話が出ましたけれども、面接のときにも再三確認していただいて、本当に実現可能なんですかという話、聞いていただいて、それでもうはっきりとやりますということ、回答をもらっています。逆に明確に不許可にするためには、なぜ不許可になったとか聞かれたときに、こういう理由で不許可ですということが必要になってくるので、書類上整っていて、面接の場でも再三確認して、もうやりますというからには、許可せざるを得ない案件になるかと。

ただ、先ほどもお話出たように、今後本当に実際にやるのかどうかは、正式に3条申請が今度出てきて、買った後のことになると思うので、今後確認していく必要はあると思います。以上です。

村越委員 ●●から面接に来たんですか。

議長 もちろん来ました。

金子委員 50ページの集落活動への参加計画って、これは両方書いてあるんですけれども、積極的に参加を考えています。片一方のほうは、通作のため、集落活動への参加を考えていませんという。人間同士の関わりだよな。片一方は考えています、片一方は考えていませんって、何か対照的でおかしいんじゃないかなと思うんだけども。

議長 参加を考えているというのは、要するに農道とか水路等の共同作業というか。

金子委員 共同作業でしょう。だから、人とのこれは関わりだよな、共同作業というのは。個人で農道とか整備するわけじゃないから、共同で作業します。それで片一方は、集落活動への参加は考えていません。これだって人との関わりだよな。だから、片一方は……

議長 集落活動というのは、要するに、その計画の祭り事とか何かというのには。

金子委員 あまりにも対照的で、この考えが。ちょっとこの文面だけだと理解しにくいですけれどもね。

飯野委員 作物の栽培計画、収穫が●●は7月、8月、●●は10月、11月になっているけれども、●●が生えているうちに●●を植えなかったら、この時期にはとれない。だから、これはちょっとずさんだなと思って見ていたので。

金子委員 普通は4月に●●植えて、7月にとって、そのまま耕耘して。

遠藤委員 作物の話じゃないんだよ。ゆくゆく作物は作る考えでいますよと、今回は適格証明書が欲しいという。だから、それで結局入札できなかったら終わりなんだんべ。だから、出してやる以外ないんじゃない。おかしいのはおかしいけれども。それで、ここに載っている●●市のあれだと、それからあれもおかしいから、●●というのは無

農薬で果樹を作っている，イチゴや何か。だから，それは実績についてはあるわけ。作物はゆくゆく作るけれども，その間に値上がりすれば売り飛ばすという気持ちもあるんじゃないかな。はっきり言ってそう……。だって，適格証明が欲しい……

議長 まあ，それは……

飯野委員 だから，こっちとしては適格証明を出さなくちゃしようがない。こんな難しい適格証明はないと思うけれども，出す以外ないんじゃないのか。

金子委員 ただ，自分らだって●●も作っているし，●●も作っている。だけれども，だからさっきも言ったけれども，俺が●●に行って，涼しいところに行ってやるというならまだ分かる。でも，この辺は，ましてやここは風通しが悪いところだし，一番低いところだし，あそこで作って本当にできるのかって。向こうの人も見たとはいえるんだけど。

飯野委員 見た人もいると思うけれども，この●●さんというのは40年の農業の経験がある。それでここに販売先，成城の石井なんていったら，俺らは足元にも及ばない。そこへ今まで出しているんじゃないかなと。

栗原副委員長 何かその辺についてちょっと聴取したんですけれども，業者を通して成城石井のほうに出していますということと，あと現況，●●のほうの状態ですと，一応，常勤は3人ですけれども，アルバイトさんを8名，そのシーズンによって使って，何か収穫だとかやっているみたいです。

議長 じゃ，そのほか質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 なしという声がありましたので、承認いたします。

議案第３号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第４号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」
を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

１番について、調査結果の報告を栗原副委員長お願いいたします。

栗原副委員長 １番についてご報告します。

調査会資料は、５２ページからになります。

本件は、●●在住の方が生産緑地法第１０条の規定に基づき、柏市へ生産緑地の買取りを申出するための農業の主たる従事者証明の申請です。

申請地は、南逆井の畑●●筆の●●㎡です。

申請理由は、主たる従事者である申出者の父が死亡し、当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第２調査会としては承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労様でした。

調査結果の報告がございました。

何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、1番を承認いたします。

次の審議に入ります。

2番について、調査結果の報告を栗原副委員長お願いいたします。

栗原副委員長 2番についてご報告します。

調査会資料は、55ページからになります。

本件は、●●在住の方が生産緑地法第10条の規定に基づき、柏市へ生産緑地の買取りを申出するための農業の主たる従事者証明の申請です。

申請地は、正連寺の畑等●●筆、約●●㎡です。

申請理由は、主たる従事者である申出者の父が死亡し、当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第2調査会としては承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労様でした。

調査結果の報告がございました。

何か質問はございませんか。

どうぞ。

山崎委員 山崎です。

土地の表記のあれで山林というのがありますけれども、現状は畑で使用していたため、生産緑地に申請してあったということですか。

議長 これは事務局の……。

お願いします。

事務局 こちらは登記地目上、山林なんですが、所有者が畑として使

っていたため、畑となっているというところです。

山崎委員 分かりました。

議長 宅地も現況は畑ですか。

事務局 まれにあります。結局、現況が畑になったときって、こちらで確認するのはあくまでも資産税の現況畑だったりだとか、そういうところで確認をした上で農家台帳に載ってきて、毎年皆さんに確認してもらっていると思いますけれども、現況と登記地目が違うというところで皆さんに確認してもらっていて、修正がなかった場合はそのまま畑として残るので。

生産緑地に関しては、昨年度もあったんですけれども、宅地の一部を畑として使っていて、その筆の一部分だけ生産緑地に指定されているという場合もありますので、恐らくその宅地部分に関してはそういうところだろうと思います。

事務局 写真上、ちょっとあまりないんですけれども、区画整理地内ということもあって、中まで、もうシャッター閉められて入れないという状況だったので、航空写真でしか確認はできなかったんですが、宅地の一部分が畑として使われているというような場所もあるので、山林だったり、宅地がちょっと混ざってしまっている。なので、宅地の部分は筆の一部かと思いますので、全てが全てではないと思います。

ただ、現状もう区画整理が入っていて、宅地造成等も終わっているところもありますので、現状、畑として残っているところがあるかと言われると、一部しか残っていないんですが。

議長 よろしいですか。

金子委員 金子です。

この主たる従事者と、あと誰とで農業していたんですか。

栗原副委員長 主たる従事者と、あとお母さんがやる予定ですね。

金子委員 何を作る。

栗原副委員長 作物ですか。作物までは聴取していない。

金子委員 今，これは何歳まで……

栗原副委員長 やっているところ。令和５年１１月頃まで従事していたそうです。

金子委員 年は何歳で亡くなったんですか。

栗原副委員長 ８０代後半です。

議長 よろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長 なしという声があったので，２番を承認いたします。

議案第４号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

（挙手）

議長 挙手全員であります。

よって，本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第５号「農用地利用集積計画の決定について」その１からその２を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

（議長の指名で事務局が総括説明）

議長 ご苦労様でした。

議案第５号その１につきましては、●●が農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」の規定に該当いたしますので、議長を飯野職代と代わります。

それでは、退席をいたします。飯野職代、よろしくお願いいたします。

(●●が退席)

飯野職務代理者 それでは、議案第５号その１の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

所有権移転の案件です。

計画番号第１番は、●●に在住の農業者が新利根の田●●筆、面積●●㎡の所有権を移転するものです。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしております。

以上です。

飯野職務代理者 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

その１について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

飯野職務代理者 なしという声がございましたので承認いたします。

議案第５号その１を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

飯野職務代理者 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●●の除斥を解除いたします。

ここで議長を交代いたします。

(●●が着席)

議長 それでは、議案第5号その2の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課、お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

所有権移転の案件です。

計画番号第2番は、●●に在住の農業者が弁天下の田●●筆、合計面積●●㎡の所有権を移転するものです。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

続きまして、利用権設定の案件です。

計画番号第1番は、●●に在住の農業者が大青田の畑●●筆、合計面積●●㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は3年です。

計画番号第2番は、●●に在住の農業者が柏の畑●●筆、面積●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は10年です。

計画番号第3番から第5番は、●●に在住の農業者が手賀の畑●●筆、布瀬の田●●筆、布瀬新田の田●●筆、合計面積●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は6年です。

計画番号第6番は、●●市に在住の農業者が手賀新田の田●●筆、面積●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は5年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

その２について何か質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 なしという声がございましたので、その２を承認いたします。

議案第５号その２を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

（挙手）

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、議案第５号が終了しましたので、農政課の方は退席されて結構です。

ご苦労様でした。

（農政課職員退席）

議長 以上で、本日の議案審議は終了いたしました。

議長 次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めます。

事務局。

（議長の指名で事務局が報告事項について説明）

議長 いずれも報告事項でございますので、ご了解を得たいと思います。

議長 次回の予定を申し上げます。

６月３日月曜日、４日火曜日が調査会で、３日は午前９時から、４

日は午後 1 時から，分庁舎 2 の第 1 ・ 2 会議室でございます。

担当は，農地第 3 調査会です。

6 月 7 日金曜日が総会で，午後 2 時からラコルタ柏 4 階の集会室で
ございます。

これをもちまして，第 3 4 回柏市農業委員会総会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございました。

（午後 3 時 5 0 分閉会）